

開会の日 令和6年7月1日(月)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	住 田 清 美
副委員長	籠 山 恵 美子
委員	高 原 邦 子
委員	前 川 文 博
委員	澤 史 朗
委員	水 上 雅 廣
委員	中 田 利 昭

◆欠席委員(なし)

◆説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
総務部長	谷 尻 孝 之
総務課長	田 中 義 也
人事課長	今 井 進
財政課長	上 畑 浩 司
税務課長	竹 原 尚 司
税務課長補佐兼資産税係長	後 藤 和 宏
総務課行政係長	廣 元 久 之
人事課人事給与係長	田 中 裕 子
企画部長	森 田 雄 一 郎
総合政策課長	下 通 剛
総合政策課政策企画係長	川 原 佑 介
総合政策課ふるさと応援係長	竹 林 久 緒
市民福祉部長	野 村 賢 一
市民福祉部次長兼総合福祉課長	都 竹 信 也
市民福祉部次長兼市民保健課長	大 上 雅 人
地域包括ケア課長	佐 藤 博 文
地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長	井 谷 直 裕
市民保健課長補佐兼保険年金係長	板 屋 和 幸
総合福祉課障がい福祉係長	籠 戸 重 明
地域包括ケア課介護保険係長	星 野 步
教育長	下 出 尚 弘
教育委員会事務局長	大 庭 久 幸
教育委員会事務局次長兼教育総務課長	堀 之 上 亮 一

◆職務のため出席した
事務局員

議会議務局長
書記

岡 田 浩 和
畠 中 みなみ

◆ 本日の会議に付した事件

・ 付託案件審査

議案第62号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

議案第63号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

議案第64号 飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

議案第65号 飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第66号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について

議案第67号 飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例について

議案第68号 飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

議案第69号 飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

議案第70号 飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長 (住田清美)

それでは皆様おはようございます。ただいまより第8回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は、委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いいたします。

◆1. 付託案件審査

議案第62号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

それでは早速、付託案件の審査を行います。

初めに、議案第62号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (住田清美)

谷尻総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (谷尻孝之)

それでは早速ですが、議案第62号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

4ページの要旨をご覧いただきたいと思います。提案理由でございます。組織の再編に係る所掌事務の見直しに伴う改正でございます。

次に、制定改廃の根拠等につきましては、市独自の改正です。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。今般の組織再編の目的は業務を効率化させ、組織の最適化を図ることから、業務量を平準化するため企画部総合政策課の分掌事務の一部(儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること)を、総務部人事課へ移管させるものでございます。

次に、市民への影響はありません。

最後に、施行日は公布の日。適用日は令和6年4月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

確認ですけど、人事関係のアウトソーシングによって空いた分をここに譲って平準化するということですか。

□総務部長（谷尻孝之）

アウトソーシングもなきにしもあらずなんですけど、今回人事課という形で新たに組織立てをしたわけでございます。そういった中で今までこの移管させる所掌事務については秘書室のほうで持っていたんですけど、向こうの業務が増えてきたというような形で、こちらに移管させたということでございます。

○委員（前川文博）

施行日が公布の日で、適用が今年の4月1日になっているんですが、もう現実的にこの体制でやっているということによろしいですか。

□総務部長（谷尻孝之）

4月1日からこの形で動いております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

3月議会にはこういったことを出せなかったのでしょうか。4月1日からできるんだったら、こうしていきたいということも言ってもいいようなものだと思うんですが、いかがですか。

□総務部長（谷尻孝之）

その件につきましては重々こちらのほうも理解しているんですけども、今年、市長選挙があって議会のほうも多分後ろのほうに延びてきたかと思います。一方で、人事の場合は人もそうなんですけど組織の確定も必要になってきますので、それが例年に比べてどうしても後半のほうにずれてきたということでも、今回の3月議会にはかけることが難しかった。ぎりぎりまで作業をしておりましたので3月議会のほうにかけるのが厳しかったということでご理解いただきたいと思います。

○委員（籠山恵美子）

だって新しい課を設置するわけでしょう。それは急に決まったことではないと思うんですよ。大分前から機関内のいろいろな協議があって、今度は人事課という新課をつくろうということになったわけですから、選挙があったからということでそこに絡めてずれ込んだというのはちょっと理解しがたいですけど。

□総務部長（谷尻孝之）

人事の場合、人数の関係とか組織のこととかいろいろあるんですけど、組織と人というのは両輪でありまして、そこを一緒に考えていくということがあります。今人事課ができたとおっしゃったんですけど、確かそうなんですけども、今まで総務部の中に人事係があったものですから、それをそのまま上に昇格して新しく課長を設けたということで、実質的には何か大きな変更があったわけではありませぬので、そういった意味ではスムーズに移行できたということもありまして、ほかの政策的なことがあれば当然前々からといったことがあろうかと思いますが、今回は1つの係をそのまま課に上げたというようなことでしたのでぎりぎりまで協議をしていたというこ

とご理解いただきたいと思います。

△市長（都竹淳也）

これは人事課の設置条例ではなくて、分掌事務を企画部から総務部へ移管させるという条例なんです。確かにおっしゃるとおり3月議会にかければいいのはもう重々承知しているんですけど、3月議会に議案を提出しようと思うと2月の半ばぐらいの段階に固めないといけないんですが、分掌事務、つまり課の設置はある程度決まるんですけど、事務を調整できるかどうかというのは人事をやってみないと決まらないところがあって、それで人事の調整の中で結局ぎりぎりまで判断してやめたり、決断したりすることが実はよくあるんです。重々承知しているんですけども、どうしても後追いにならざるを得ないところが出てくるんです。そこはぜひご理解いただきたいなと思っております。

その課に人数が配置できるかどうか、あとやっぱり急に誰かが退職をするとか、実は今回の場合も秘書室の会計年度任用職員が転職で退職して代わりを入れたときに、事務の分掌がちゃんと持つかどうかという判断がぎりぎりになったんです。それでちょっと秘書室の体制がどうしても弱くなるので、もともと計画していた総務部への移管をこのタイミングでやらざるを得ないということで決めたということです。

本来、7月まで事務の分掌を遅らせてこの議会が終わってからやるというのは本筋なんですよけれども、どうしてもこの4月、5月は叙勲とかいろいろあるし、体制を整えるためにはやむを得なかったということで、本来でないことは重々承知しているんですが、後追いになる部分があることはご理解いただければありがたいし、もしあれでしたら専決みたいな形でさせていただくということも今後ありなのかなということも含めて、またよく議論させていただければなと思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第63号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第63号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

それでは議案第63号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

8ページの要旨のほうをご覧いただきたいと思います。まず、提案理由でございます。地方税法の改正に伴う改正です。

次に、制定改廃の根拠等につきましては、記載のとおりとなります。

次に、条例の概要につきましてご説明申し上げます。まず（1）市民税の関係です。1点目です。地方税法第314条の7の改正に伴い、所得税法の改正と同様に公益信託の信託事務に関連する寄附金の寄附金税額控除を対象に追加するものです。非常に分かりづらいと思います。このことにつきましては、昨今、国が公益信託の制度をもっと活性化させ、民間も公的役割を担う社会を実現するため、公益信託事務の拡大や信託事務の拡大など関連する法律を改正し、その中で所得税法、地方税法も改正して税制の優遇を図るものでございます。今回の条例改正は、寄附金税額控除について定められております。従来までは岐阜県や県教育委員会の許可を受けた特定公益信託、具体的には信託財産が金銭に限られ、受託先が信託会社などの要件がありましたが、今回の改正に伴い控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するものでございます。2点目でございます。地方税法附則第3条の2の3の改正に伴い、公益法人等に対して寄附した場合の譲渡所得等の規定について、租税特別措置法で定められている規定を整理し削除するものです。こちらのほうもですが、このことは租税特別措置法の改正の中で、今回削除する条例で定められる内容とほぼ同様な内容に改正されたことから条例側を削除するものでございます。そのため、効力的には何ら影響はありません。

次に、（2）の固定資産税関係です。こちらの方は私立学校法の改正に伴い、条例で定める非課税の範囲の規定について、引用している箇所の整理を行うものでございます。こちらのほうは単に引用法令の条項を改正するもので、効力等には何ら影響ございません。

次に、市民への影響でございます。市民税関係のうち、信託事務に関連する寄附金控除については、特定公益増進法人に対する寄附金と同様、寄附金控除の対象となるため、有利となる改正となります。その他の改正につきましては影響はありません。

次に、施行日ですが、市民税関係は公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行日の属する年の翌年の1月1日となります。固定資産税の関係は、令和7年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

この施行日なんですけれど、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日ってなっているんですけど、これって令和7年とは書けないんですか。そして次の固定資産税のほうは令和7年の4月1日となっているわけなんですけど、この違いというのはどういうふう

捉えたらよろしいでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

私どもも非常に難しいなと思っていていろいろ読み解いたんですけども、公益信託の今のところの予定なんですけども、令和8年の4月の改正を予定しているそうです。それで税制のほうが先がけて改正するというような情報を得ております。一方、固定資産税の関係につきましては、固定資産税というのは毎年1月1日での所有者にかかるということになりますので、要するに来年度になりますので令和7年の1月1日という形になろうかと思えます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

固定資産税のところ、私立学校法のこと、これは一般質問で野村議員が言っていたあそこに関係してくるものなんですか。非課税がとかいろいろな話が出ましたよね。その辺はどうなのでしょう。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

こちらについては本当にそちらのほうの関係だけで、一般質問であったものとは全く関係のない話です。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時16分 再開 午前10時17分)

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第64号 飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款について

●委員長（住田清美）

議案第64号、飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議案第64号、飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款についてご説明をいたします。

4ページをお開きください。要旨にてご説明いたします。御存じのない委員もいらっしゃるかもしれませんが、本議会初日に土地開発公社の経営状況を報告しておりますけれども、この公社については民間企業等と同様に定款が定められております。その定款の一部を変更しようとするものでございます。

まず、定款変更の提案理由ですが、理事会における簡易な議決事項について書面表決を認めるためのものです。本議会初日の土地開発公社の決算等の報告でもお伝えしておりますように、公社の主要事業である鮎ノ瀬団地の譲渡事業が令和5年度に完了し当面の事業計画がないことから、簡易な議決事項のみの場合、具体的には毎事業年度の予算または事業報告のみの議決事項である場合は、書面表決をもって理事会の議決に代えることができるようにするための改正です。

市民への影響はございません。

施行日は、岐阜県知事の認可のあった日となります。なお、例えば新規に土地等を取得すべき案件が持ち上がるなどが生じた場合には、通常どおり理事会を招集することとなりますので申し添えます。

最後に、今後の流れといたしましては、本議会で議決をいただいた後に岐阜県知事へ届け出を行い知事の認可を得る予定です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

新規の場合は、これとは違うということですか。簡単なものを書面でということになって、例えば新たな土地取得みたいな事業が出た場合には、これはストップするということですか。これはこれで生きていながら、新規事業の物件というか、そのものについてのやり取りだけは文書表記ではなく実際に召集してやるという、そういう2つの構えでいくということですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

現状ですと、今国債を購入しております。その利息が入ってきます。事業計画が何もないものですから、1年間何事もなく、支出の分としては一般会計から若干お支払いするものもありますけれども、結局、会計の動きもその2点しかない状況なんです。そういう場合は、理事の方々にお集まりいただいても審議する内容はないものですから、そういう場合は書面表決にいたします。今委員おっしゃられましたように、新たな土地を先行取得してそこを造成するだとか、そういったような事業計画の案件があがってきた場合は理事会を招集して理事の皆様にご意見をお聞きしないではいけないということがありますので、そういった案件が生じた場合にはもちろん通常どおり理事会を開催いたします。

○委員（籠山恵美子）

分かりました。その上で、例えば新たな土地を取得したとします。それが動きがないまま1年取っておくということだってありますよね。その翌年ももしかすると塩漬けになっているかもしれないですよね。そういうときは、1回は取得したときに集まっていただいてきちんとこの土地開発公社の財政の中に反映すると思いますけど、あとは動かなければ相変わらずこの簡潔な書面表決で審議して、動きがあったときにまた招集するという仕組みになるということですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

地方公共団体、つまり飛騨市からこの土地を取得して造成してくださいといったような依頼を受けて、仮に土地開発公社が取得・造成したといたします。その次には、基本的には何らかの動きをする必要があるわけですが、そこがいろいろな事情で何とも動くことができないといった場合において、でもやっぱり様々その中には事情があるのではないかなと思います。そういったところにつきましては、その経緯も含めて理事の方々にご説明をする必要があるのではないかなと考えておりますので、そういった場合には理事会を招集したいと思っておりますし、場合によっては1年、2年、3年と取得して造成した後に経過した場合において何らその動きはないといった場合には、理事の方々に当面動きが何もなかったものですから今回は書面表決にさせていただきますといったようなお願いはする可能性もございます。やっぱりそこはケース・バイ・ケースになると思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

今話を聞いていると、市がいろいろな政策でもって、例えば防災のところで土地の使用、今回私も一般質問で言ったんですけれどもいろいろなことがあって、市のほうから土地をとった場合、この土地開発公社は動くということで、土地開発公社の理事とかメンバーの人たちは別に市の土地政策には口は出せないということなんですか。市のほうからこれを受けたものに対して土地開発公社というのは仕事を受けてやっていくものなんですか。この人たちにもいろいろな土地のことを考えてもらいたいなとは私は思っているものですから、どうなんでしょうか。暇じゃないと思うんですけどどうでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

委員おっしゃるとおりでございます。仮に市から委託を受けて取得をするというような案件が持ち上がった場合におきましても当然土地開発公社の中に事業計画を立てて予算を作らなくてはなりません。そういったところは理事会の議決を経て初めて予算執行が可能になりますので、その過程におきましては理事の方々と様々審議をさせていただいて、これが本当に妥当なことなのかどうかといったような議論はさせていただいた後の議決ということになると思います。冒頭おっしゃられましたように、例えば防災目的でこの土地を是が非でもこれは取得して、すぐにもう事業に取っかからなくてはいけないといったような案件につきましては、多分土地開発公社をかますということはないと思います。直接の執行というか、そうなると思います。

○委員（籠山恵美子）

そこなんですよね。そこがちょっと気になるので市長に伺いたいと思いますけど、土地開発公社を運用して土地を先行取得するという、これはよく分かります。これまでもそういうやり方をしてきましたけど、それとは別に今みたいに例えば防災としてもこの土地が必要で何かつくる必要があるというときは当然一般会計から土地を取得しますよね。そういうのと、中間というか、今すぐいらないけどいずれはいい物件ですよとか、いずれは役に立つ土地ですよということのそういうやり取りの中で、市が決断してこれは土地開発公社でまず買って置いてもらおうということと、いずれなんて言わずにこれは目の前の計画に使えるなという判断ってありますよね。そのときのすみ分けというものの大まかな物差しというのはあるのでしょうか。

△市長（都竹淳也）

きれいな物差しがあるわけでは決してないんですが、ただ、市が自分で取得するというのが原則というふうに私は考えておまして、土地開発公社はどちらかというと分譲をしたり、そうしたときに使うというイメージを持っております。なので今土地開発公社を使わなければいけない案件があるというふうには思っていないんですけども、例えば今までのように住宅団地を造成して分譲するとか、よくありますのが工業団地を取得して分譲するケースに土地開発公社を使いますよね。ただ、時代背景がこうなっていますので、だんだん飛騨市でそうした案件は少なくなっているのかなという気はします。ですので、基準といいますか、メルクマールといいますか、それを作るとすれば市で自分で使うものなりは当然一般会計で買うと。原則は基本的には自分で買うんだと。ただ、分譲したりする可能性があるものについては土地開発公社の活用を検討して、最終どうするのかはまた検討の結果次第だと思いますけど、原則的には一般会計でということなんだらうなと考えております。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、多少誘導的になるかもしれませんが、市長がこの議会の最初に所信表明という説明をされましたよね。その中で若い人の住宅政策に触れました。私はそういう方向がとても大事だと思うので、住宅政策を本気でやるぞとなって、そのためには先行土地取得ということも大事だなということになれば、それは土地開発公社で先行取得をしていくということは当然あり得るということだと思いますよね。

△市長（都竹淳也）

誘導に引っ掛かる格好で申し上げればあり得ると思います。あり得ると思うんですが、ただ、そこは民間の事業とのバランスということをやっぱり考えなくてはいけないということです。民間の動きが弱くて行政が先導的に住宅団地なりを開発しなければいけないときというのは、やっぱりそういう役割を果たすんだと思うんですが、今すごく大きな規模ではないんですが、市内でもあるいは近隣のエリアを含めて実際に土地を開発してそこに分譲住宅をつくって販売されるという事業者がおられますから、ここに市が入っていくかどうかということについては、そこのバランスの中で決まってくるんだろうと思いますし、高度経済成長期のように住宅をどんどん供給しなければいけないとか、あるいは工業団地をつくらなければいけないというような環境にある地域と、あるいはそういう時代ということとは、飛騨市は置かれた状況が少し違いますので、ここについては現実問題としてはなかなか事例はないのかなというふうに思います。ただ、可能性としては委員おっしゃるとおりありだということだろうと思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第65号 飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について

●委員長（住田清美）

次に、議案第65号、飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議案第65号、飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明いたします。事業の追加による計画の変更となります。

新旧対照表でご説明いたしますので、2ページ目をお開きください。飛騨市過疎地域持続的発展計画表は大きく14のパートに分けて記載をされておりますけれども、7つ目のパートが表中2行目の「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」となります。このパートの中に令和3年度から令和7年度における事業計画が記載されているわけですが、事業名として

「(8) 過疎地域持続的発展特別事業」といたしまして「児童福祉」の項目をかねてより上げておりますけれども、ここに「高齢者・障害者福祉」の項目を新たに加える変更を行うものでございます。その事業内容といたしましては、いきいき地域生活応援事業の実施となります。今回の変更の具体的目的は、高齢者福祉政策としていきいき券を発行しておりますけれども、財源の見直しの中でソフト事業にも充当可能な過疎債を活用することとしたため項目を追加するものです。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

ソフト事業にも過疎債が使えるようになったというのは、もうちょっと具体的に分かりやすく教えてください。何か事情があってそうしたんでしょうからね。

△市長（都竹淳也）

過疎債というのはもう非常に有利な起債でありまして、交付税算入率7割という合併特例債と全く一緒なんです。そこにかつてはハードしかなかったんですが、ソフトは正確にいつ頃だったかは覚えていませんけども、随分前にソフトにも使えるようになっていまして。ただ、ソフトに使える枠が決まっています、今飛騨市はそこを有効活用しておりまして、例えばバス関係の事業、公共交通の事業なんか使っていますし、結構大型の給付を要するような事業もこの過疎ソフトを充てています。ただ、過疎ソフトは固定化するわけではなくて、その土地によって見直しながらやっているものですから、ここに追加をしておくことで過疎ソフトを充てられることになってくるということになるんです。そうやって活用するためにここに計画変更を出しておくということをやっておきますと、そういう可能性が広がるということになりますから、交付税算入率7割ですので、1,000万円でも300万円で済むということになりますから、これは有効に活用するとのほとても大きなことなので、フルに活用するために、より使いやすくするためにこういうことをするとご理解をいただければと思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時35分 再開 午前10時36分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第66号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について

●委員長（住田清美）

議案第66号、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第66号についてご説明いたします。

4ページの要旨をご覧ください。まず、提案理由及び根拠について説明します。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法と呼ばれる法律ですが、これが改正されたことによって岐阜県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要が出てきました。地方自治法第291条の3により、広域連合の規約を変更するためには地方公共団体の協議が必要とされ、同法第291条の11では「規約変更の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と定められていることから、今回議案として提出させていただきましたものです。

次に、変更の概要について説明します。令和6年12月2日以降、被保険者証及び資格証明書を廃止しますが、マイナンバーカードや保険証の利用登録を行ったマイナンバーカードを保有していない被保険者には資格確認書というものを交付します。これにより保険診療を受けることができます。なお、改正後の条文の「資格確認書等」には、特定疾病療養受領証や限度額適用認定証などが含まれます。

市民への影響はただいまの説明のとおりですので、ございません。

施行日は令和6年12月2日です。

また、国民健康保険条例にも一部「被保険者証」という単語が出てきますので改正が必要ですが、この改正案は9月定例会に上程させていただく予定です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

マイナンバーカードを取得していない人に対する資格証明書の交付ですけど、これは本人の申

請は必要だと思いますけど、あるいは事務的にそちらで把握していて、今までの保険証のように郵送もしくは行政のあれで交付するんですか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

当初は申請によるというふうにされておりましたが、今プッシュ型で送るかということも検討はされているそうです。今どちらかに決定しているということはまだ聞いておりません。

○委員（前川文博）

マイナンバーカードで、今私たちが病院へ行くとマイナンバーカードで保険証ということで来るんですけど、よくよく思い出すとマイナンバーカードを取得してポイントをもらえるときに保険証を紐づけするとか、銀行口座を紐づけするというのは自分で選んでできていたと思うんですが、マイナンバーカードを持っていて紐づけしていないという方はどういうふうになりますか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

マイナ保険証はご自身で紐づけしていただくことになりますので、そのときにしていない方はマイナンバーカードと保険証は紐づいていませんので、資格確認書で受診するということになります。

○委員（中田利昭）

市民への影響等に、被保険者数5,491人とあるんですけど、これは単純に被保険者数であってマイナンバーカードを持ってない人数ということではないのでしょうか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（中田利昭）

ということは、この中にはマイナンバーカードを申請していらっしゃる方もいるということでしょうか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

それについてもおっしゃるとおりでございます。

○委員（中田利昭）

その数というのはどれぐらい分かるんですか。公表できるのか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

今ほどの件につきましては、7月末現在で飛騨市の後期高齢者医療制度対象の方で68.25%の方が紐づけをされておるということで把握しております。

○委員（澤史朗）

マイナンバーカードにいろいろと紐づけされて便利になるということなのかと思いますけれども、介護保険を利用してサービスを受ける場合に、毎年利用負担の割合証だとか、そういったものをコピーしてくださいねということが現場ではあるんですけども、こうなった場合に現場サイドも統一されて、既に登録されているわけだから、そういった手続きは簡素化されてくるのでしょうか。

□市民保健課長補佐兼保険年金係長（板屋和幸）

詳しいところについては、こちらのほうでは何とも言えないところはあるんですけども、あくまでも保険証を紐づけされたマイナンバーカードを持っていらっしゃらない方については、資

格確認書を提示いただければ保険証と同じような形になりますので、その部分については不具合、不利益を被ることはないと考えております。

○委員（澤史朗）

紐づけされている状態だから、紙ベースの細かい手続きは今後必要なくなるのかどうかということですが。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員ご指摘のことは介護保険のほうの紙ベースのやり取りというふうにお見受けいたします。今のところ介護保険につきましては、まだマイナンバーカードの紐づけというところまでは国のほうからも具体的な提示はされていなくて、委員おっしゃるとおりまだ紙ベースでのケアマネージャーの確認とか、そういったもので根拠資料とかはそういった形で実際にやっているというような状況でございます。

○委員（澤史朗）

実際サービス自体は介護保険のほうかもしれませんが、いわゆる後期高齢者の保険証が基本にあって、プラス介護保険があるということで、そういったところのリンクが表面上だけ紐づけされているけれども実際の現場がそれに対応しきれてないというか、今後分からないですけども、せっかくやるなら簡素化をして、いわゆるマイナンバーカード1つで全てオクケーになるようになっていかないと全然スリム化になっていかないと思うんですが、今後の見通しというとおかしいですけども、それも含めた形ですけどもどうなんでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

あくまでも医療保険のほうに引き続いて付随的に介護保険もそういうふうになっていかないとまずいのではないかとということだと思んですけど、今のところ介護保険のほうまでは、紐づける今後の計画というか、見通しというのはまだ示されていないという状況です。そのようなことになるのが本来のマイナンバーカードの狙いでございますので、そういったところも市として注視していかなければならないというふうに思っております。

○委員（前川文博）

後期高齢で、今介護保険の話も出たんですけど、介護の状態になって施設に入所している方で後期高齢の保険を使って診療してもらうということが出てきたときに、よく施設のほうでは保険証とかを預けてくださいということで預かってやる人が多いんですが、マイナンバーカードで紐づけしてそれでやるということになると、マイナンバーカード自体をそこに預けることになるんですが、そういうことが無理だとなった場合、紐づいている方でも資格確認書というものを発行して、それを預けておくということではできるものなんでしょうか。

□市民福祉部次長兼市民保健課長（大上雅人）

マイナ保険証を持っている方も申請すれば資格確認書は発行できます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長 (住田清美)

ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第67号 飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

次に、議案第67号、飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長 (野村賢一)

それでは、議案第67号についてご説明いたします。

4ページの要旨をご覧ください。提案理由及び改正の根拠は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の改正に伴う改正です。

条例の概要ですが、上位法の改正に伴い、同法から本条例に引用して規定しておりました条項にずれが生じたため、引用条項番号を改正するものです。具体的に申し上げますと、市町村が行う地域生活支援事業という事業がございますけれども、それが同法では第77条第3項に規定されておりましたが、当該条項の前に新たな事業の規定が追加されたことで条項が繰り下がったものです。

市民への影響はございません。

施行日は公布の日で、適用日は令和6年4月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員 (高原邦子)

これは上位法が改正されたということですが、改正されたのはいつなんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長 (都竹信也)

公布されたのが12月の中旬でございます、施行は4月1日ということでございます。

○委員 (高原邦子)

3月議会に間に合わせることはできなかったのでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長 (都竹信也)

交付されて例規の改正影響を確認していて、正直に申し上げますとこの条例のこの引用にそのときには気づけなかったということで、ほかの要綱ですとか規則のほうは改正をさせていただいたんですが、公文書研究委員会という法制審議の庁内のあるんですけども、そのときにこの条例も引用条項があるのではないかということでした。ただ、そのときにはもう議会提案に間

に合いませんでしたので、今回提案させていただくものでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第68号 飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第68号、飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第68号についてご説明いたします。

7ページの要旨をご覧ください。提案理由及び改正の根拠は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う改正です。

概要について2点説明いたします。1つ目は、省令では地域包括支援センターに常勤の3職種、保健師と社会福祉士と主任介護支援専門員いわゆる主任ケアマネージャーと呼ばれる専門員ですけれども、これらを配置する必要がありましたが、職員の確保が困難になってきたため、同センターの運営協議会が必要と認める場合にあっては、非常勤職員の複数配置でも必要な時間を満たせば可能となったこと。もう1つは、複数の地域包括支援センターを1つとみなして、第1号被保険者6,000人ごとに3職種を各1名配置する方法を取っても配置基準を満たすというものでございます。

市民への影響です。飛騨市の場合、地域包括支援センターは飛騨市として1つですが、9,000人弱の第1号被保険者に対して保健師を4名、社会福祉士を3名、主任介護支援専門員を3名配置しており、影響はございません。

施行日は公布の日ですが、本条例が改正されるまでは経過措置期間として従前の例によるものとされます。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

この内容に関しては別にないんですけど、お聞きしたいのが、施行日は公布の日からで、それまでは従前のものというふうなんですね。遡及して4月1日という条例もあるのに、それ以降とかというその決まりはどこをメルクマールというか指標にして決められているんですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

今おっしゃったのは、なぜ4月1日に遡及適用ではないのかというご質問でよろしいでしょうか。市民への影響等の欄で飛騨市の常勤職員が保健師4名、社会福祉士3名、主任介護支援専門員3名ということで、今の状況でも十分にこの改正を上回る職員配置ができていているというところで、今後非常勤の職員の専門職を多く配置をして対応しなければならないというところに備えて、今条例改正をするというような観点でございますので、4月1日適用としなくても公布の日でも問題ないということでそのような設定にしているところでございます。

○委員（高原邦子）

遡及効を提示する場合はどういった場合ですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

飛騨市の場合、人員配置が足りないというような状況になっていけばなんですけど、4月1日に遡及に適用するという事は今回改正する前で人員が満たされていないということになってしまうものですから、今回は公布の日というところなんですけども。

○委員（高原邦子）

私が今聞いているのは、今回のこれはいいですよ。そのとおりでと思うので。ただ、遡及して4月1日とか何とかとするものもありますよね。公布の日以降というのと、施行日を遡るといって、その違いのメルクマールはどこなんですかということを知っているのです。

□地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

今回の改正につきましては経過措置期間が設けられております。ですので、経過措置の範囲であれば改正しても公布日については及ぶことができるものですから、今回については飛騨市の場合は公布の日からとさせていただいているというのが現状でございます。

□地域包括ケア課介護保険係長（星野歩）

今回の件につきましては、改正の省令におきましても附則において経過措置の期間を設けております。今回公布が3月29日、4月1日施行というのは国の基本ではあるんですけども、条例改正の期間等もないことを踏まえまして、国のほうで附則の中で経過措置をつけられている形になるかと思えます。

□市民福祉部長（野村賢一）

遡及適用とかこの経過措置の扱いにつきましては、主に上位条例ですと国のほうの指示で決めますが、市で決められる場合は市民の利益を優先して市民の利益が4月に遡及したほうがいい場合は遡及しますし、不利な場合は条例が交付されてからということになります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

現在、飛騨市は配置基準に足りているということですよ。何より結構なことだと思いますけど、全国的に人手不足なので、こういうふうな法律改正ができていますよ。例えば飛騨市の場合、これに近い事態になってきたときに具体的に知りたいのは、例えば非常勤であっても複数人で必要な人数の勤務時間数を満たせばいいというふうになっていますよ。非常勤の方、つまりパートタイマーで1人分の勤務時間を2人でやっているような場合でも、2人で1人分の勤務時間を満たしていれば正規の基準配置の1人分でいいですよ。それで補っていけば基準はいつでも満たしていけるんですよという理解でいいですか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員おっしゃるとおりの解釈で結構でございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（澤史朗）

先ほどの説明の中で「一つとみなして」というところがちょっと引っかかるんですけども、地域包括支援センター、これは飛騨市として一つとして見るということでも今ほど説明を受けたんですけども、地域包括支援センターはハートピア古川内にあるんですよ。確認ですけども、神岡町の窓口というのは、そちらのほうの扱いはどのようになるのでしょうか。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

委員がおっしゃる神岡町の地域包括支援センターは、出張サテライトの窓口でございまして、飛騨市の地域包括支援センターはあくまで1つでございまして、岐阜のほうとか都市部になりますと1つの市で例えば10個とか幾つもあるところがございます。ですので、そこは2個か3個を地域としてまとめて、そこで人員基準を6,000人ごとに3職種各1名とまとめて配置すればいいですよという緩和が今回あったということでご理解いただきたいと思っております。

○委員（澤史朗）

確かに概要のところにも職員の確保が困難なことかなということがございますけども、それは現状としてそうなんだけれども、この地域包括支援センターを利用される方は、今後は多分増加傾向にしばらくはあろうかと思っております。飛騨市の場合は地域包括支援センターは1か所なのかもしれないけれども、先ほどの説明で若干余裕がある職員を配置できているということでしたが、将来的にこの人数でしっかりとした体制が取れて、市民に迷惑がかからないような形で続けられるのかどうかだけ教えてください。

□地域包括ケア課長（佐藤博文）

地域包括支援センターに相談する市民の方というのはいろいろニーズも複合的になっておりまして、今非常にそういった方が多いですし、支援のプランを組む方も微増、微減を繰り返しながら、人口が減少しているんですけど、そういった方も継続的にできているというような状況です。それに向けて職員もある程度の数を計画的に確保しなければならないですし、専門的な知見を持った方、主任介護支援専門員ではないプランを組んでいる職員も、今後、主任介護支援専門員に育て上げるために、計画的にそういった研修とかも組みながら人材を確保していきたいとい

うふうに思っております。

○委員（籠山恵美子）

今、神岡町のほうはサテライトだとおっしゃいましたよね。被保険者の人数が6,000人以下だったら地域包括支援センターの数は1つになってしまうわけでしょう。都会だったらもっと人数がいっぱいいるから、地域包括支援センターは2つになるかもしれないけど、飛騨市の場合は被保険者の人数の割合でいうと1つでいいということになる。そういうことではないんですか。

□地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

そういうことではなくて、運営自体を全く分けてしまって、介護保険事業とか全て独自で行っていくという形になると2つに分ける必要があると思うんですけど、今回、飛騨市の場合は飛騨市一体として介護予防事業、また、ケアプラン等もやっておりますので、そこら辺は1つの事業としてやっているということになります。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、この地域包括支援センターに配置すべき専門の3職種の方々、今人数は足りていとおっしゃいましたが、この方々は常に地域包括支援センターに配置されるということで、サテライトというところは分所みたいな感じになるんですかね。そこはただの職員の配置でよいと。専門の3職種の方々には古川の地域包括支援センターにいて、何かあれば移動するという形になるということですか。

□地域包括ケア課長補佐兼地域包括支援センター係長（井谷直裕）

そういうことではなくて、神岡町にも保健師はもちろんいますし、職員も分けた形で配置しておりますので専門職のほうも神岡町にも配置しております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

- ◆議案第69号 飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

- 委員長（住田清美）

次に、議案第69号、飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

- 市民福祉部長（野村賢一）

それでは、議案第69号についてご説明いたします。

4 ページの要旨をご覧ください。提案理由及び改正の根拠は、先ほどの議案第68号と同じで、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う改正です。

条例の概要についても、本改正により引用していた地域包括支援センター運営協議会の記載が繰り上がり項ずれが生じるため、引用箇所を改正するものです。

市民への影響はございません。

施行日は公布の日です。以上で説明を終わります。

- 委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

- 委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

- 委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

- ◆休憩

- 委員長（住田清美）

職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時08分 再開 午前11時09分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第70号 飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

議案第70号、飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、議案第70号、飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

4ページの要旨をご覧ください。提案の理由でございますが、宮川小学校教員住宅の廃止に伴う改正でございます。

条例の概要並びに改正の趣旨でございます。教員住宅は僻地校に遠隔地から赴任した学校勤務教員等の住宅入居の便宜を図るために設置されておりますが、宮川小学校の教員住宅は国道の改良によりまして交通の便が改善されたことなどにより、近年入居者がいない状態となっております。当該住宅を教員住宅から廃止し普通財産とすることで、臨時的、緊急的に利用できる住宅として有効活用を図るために今回改正を行うものでございます。

市民等への影響でございますが、特にございません。

施行日は公布の日でございます。

備考欄でございますが、当該施設廃止後の活用についてですが、市民福祉部総合福祉課のほうで生活急迫者支援住宅として活用する予定でございます。例としては、市営住宅に空きがなく、一時的な住居の提供場所として活用することを考えております。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（高原邦子）

今、普通財産のほうにされるというふうに言われましたよね。しかし、生活急迫者のために市民福祉部も関係してくると。そうなりますと、普通財産ではなく、そちらの関係でこれからの管理とかもしてもらったらどうかと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

条例廃止後の普通財産となった教員住宅ですが、私どものほうでこれを社会福祉協議会に無償貸与という形で貸与させていただいて、これは当初予算で組んでいるんですが、社会福祉協議会のほうに管理費として補助金を出させていただきます。それで、社会福祉協議会のほうでは市の補助も含めてパーソナルサポート事業というのをやっております、これまで着るものの衣、あと食べるものの食、衣食については困窮者の急迫者に対して迅速な支援ができる体制をつくっていったんですけども、やはり年間2～3件、そのときにとどまる場所がなくて対応に非常に苦慮するケースが毎年ありまして、こういったような方々ですとか、先般も火事があった焼け出されたような方が迅速にその一時を過ごせる場所、市のほうでさっと用意できるというような、このよ

うなことをする必要があるという思いがあった中でちょうど教員住宅の廃止というお考えがあるということがございましたので、このようなスキームで、社会福祉協議会に管理をしていただくパーソナルサポート事業で衣食住を満たすサポート事業を展開したいというような思いでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

無償貸与する場合でも無償譲渡するわけではないので、行政財産のままというわけにはいかないんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

最初に教育委員会事務局のほうでほかの部署で使う用途がないかというような協議の場があって、私も参加をさせていただいたわけなんですけども、この形で当面運用させていただいて、でも、ほかの部署でもひょっとすると使いたいとか、こういう活用がしたいとかいろいろ出てくる可能性もありますので、貸与という形で市の財産としては持っていないながら無償貸与。無償貸与につきましては、条例のほうで福祉事業の目的であれば議決を要しないというような形で条例のほうを立ててございますので、その条例規定に基づいて無償貸与させていただくと。この形でうまく展開していけるようであれば、当然その形で使っていければと思いますけども、それよりもっと何か市の政策的に必要な用途があって、こちらがほかの対応策があるということになれば、そのときはまたそちらのほうで活用ということも考えられるかなということがありまして、無償貸与ということで運用していきたいと考えております。

○委員（籠山恵美子）

その貸与は分かりましたけど、要するに貸与なんだから普通財産に切り換えなくても行政財産のままできるのではないかという質問なんですけど。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

こちらについては、行政財産ですと民間の団体に賃貸借することはできなくて、行政財産の目的外使用という形で行政処分としての使用許可を与えるか与えないかというような、これが自治法上の財産管理の手続きになっておりますので、今の社会福祉協議会のほうで運用をしていただくスキームを考えたときには、無償貸与という普通財産として一般の借地借家法のもとの手続きというのが適法であるということで判断をいたしまして、このような手続きとしております。

○委員（籠山恵美子）

社会福祉協議会といったら公益団体ですけれども、これは一民間という捉え方になってしまう。だから普通財産だということなんです。それでは、この社会福祉協議会に無償貸与されて、通年の維持管理は社会福祉協議会が責任を持ってやるんですか。例えば、清掃にしても地元の人をお願いするのかとか、その辺りはどのようにきちんとされるんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

先ほど申しましたが、当初予算のほうで社会福祉協議会にこういった管理に使っていただけるお金を補助として出すと。パーソナルサポート事業、先ほど申しました衣食につきましても、これまで財源は市が補助をさせていただいて、その財源のもとで社会福祉協議会が困窮事案に対し

て迅速に対応いただけるという社会福祉協議会事業を立てていただくと。これは新型コロナウイルス感染症の貸付のときもこういったスキームを使わせていただいているんですけども、補助という形で財源を与えて、そちらのほうが管理をしていくというようなことで、市の直接の管理ではなく、もっと柔軟な、迅速な対応ができる社会福祉協議会の体制を活用してのスキームということでご理解いただければと思います。

○委員（高原邦子）

ここを今読んでみると、教員住宅として利用することがしばらくなかったと。実際ここに困窮した方々も住んだりするようにしていくわけなんですけれど、住めるような状態なのでしょうか。中の設備が傷んでいるとか、汚い水が出るとか、空き家になっているとちょっと心配なんですけど、そういったことも踏まえてこれを出されてきたのか、その辺はいかがでしょうか。

□教育委員会事務局次長兼教育総務課長（堀之上亮一）

この住宅ですけれども、直近まで使われたのは令和4年の4月に1か月ちょっとだけ住まわれております。そのときに検査をしております、その時点では使用可能でございました。そこから今のところはまだ水の状況であるとか、電気の状況を確認しておりませんが、今後確認してまいりたいと思っております。

○委員（水上雅廣）

2棟とも確認されていますか。

□教育委員会事務局次長兼教育総務課長（堀之上亮一）

直近に住まれたのは1号棟のほうだけです、そちらの確認はしております。ただ毎年両方とも確認はしておりますけども、両方とも電気・水道が通っておりませんので、そのところは両方とも確認する必要があると思っております。

○委員（水上雅廣）

これはちょうど1年前になりますけども、一般質問をさせていただいております。そのことをよくご承知をいただいた上でこうした方向にされたんだと思いますけども、要は29年過ぎて老朽化が進んでいるという話ですけど、今の話もそうですけど貸すにしたって、例えばボイラーの関係はほとんど手が入っていないのではないかなという気がするんですけど。先ほどの話ですと社会福祉協議会に一旦無償貸与された後、管理がされるということですけども、例えば先ほどありました修繕の関係まで社会福祉協議会のほうでされるということでしょうか。それとも事前に市のほうで修繕箇所を見つけて対応した上でこういうことをされるのか、どんなつもりなのでしょうか。

□教育委員会事務局次長兼教育総務課長（堀之上亮一）

引き渡しを行う前に教育総務課で一応確認をいたしまして、修繕箇所のほうは対応したいと思っております。

○委員（水上雅廣）

こうした方向で検討されたということですけども、振興事務所のほうにもいろいろな地区からの要望があがっていたと思ったんですけど、何かしら相談をされた、協議をされたということはしてあるのでしょうか。

□教育委員会事務局次長兼教育総務課長（堀之上亮一）

去年ですけれども、今後の教員住宅の活用方法について関係部署の方々に集まっていたいただき協議をしていただきました。その形の中で市営住宅であるとか、そのほかいろいろな活用方法について検討した中で、今のような福祉の形で活用できる方法ということを協議したところでございます。

○委員（水上雅廣）

前の答弁でいろいろな活用方法を模索しますということでした。一時は教員の災害時の避難場所ということもお聞きしておりましたけども、今こういう方向でということですけども、普通財産ですから、先ほど話がありましたけどこの先いろいろなことを協議されていくことになるのかなと思いますけれども、売却・譲渡ということも含みとしては残しておられるということで解釈してよろしいでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

堀之上次長も言われましたけども、協議のときに各課でもひょっとしたらこういう活用がという話がいっぱいあって、直近、早速にでもそういうものを探していたというのは私どもだったものですから、私どもの案になったわけです。ただ、可能性があるうちは私らが今後管理して貸与するんですが、やはり後にも対応し得るような管理をしていくべきかなということは思っておりますし、社会福祉協議会が活用していく中でもし何か修繕が必要なら、やっぱりそれは物件を持っている市のほうで修繕とかをしていくべきというふうに考えておりますので、そのときは私どものほうから普通財産としての修繕の費用も予算計上していくということはあるかと思っております。

○委員（前川文博）

当初予算の資料を今開いて見ておりますが、「遊休化した教員住宅を急迫者の支援住宅として再活用」ということが書いてあって、住の支援ということで20万円の予算がみてあります。生活急迫者ということもあるんですけども、今話を聞いていると、電気も止まっている、水道も止まっている、点検は1号棟が令和4年は使っていたのでいいけども、ほかは分からないという話があって、そして今修繕の話も出てきました。3月の当初予算の中に「公共交通機関が利用できない時間帯で移動できない行旅人等への一時的な住居の提供が行えるよう」と書いてあるんですが、今移管して貸そうとした場合、この行旅人が移動できない時間というのは夜になるんですが、電気もない、水道もない、冬であれば暖房もないという状況ですが、これはいつまでに整備してこういう方も使えるようにするという計画なんでしょうか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

この条例が廃止されましたら普通財産になりますので、それから私どものほうで管理していきながら社会福祉協議会との無償貸与契約に進んでいくことになります。社会福祉協議会のほうで再開いただくように補助金の交付をした上で対応していただくというような思いでございます。運用の中で、こういった急迫者とか行旅人等は大体私ども福祉事務所のほうで最初に対応します。補助スキームの中では、福祉事務所から依頼があったものに対して対応してほしいということで、補助金の交付自体をさせていただくような思いでございます。今もそういう資源がない中で対応しておるので、もしその資源が補助金を出して使えるようになってからそういう場面が生じたらお

願いをしていくという感じで、あくまでこれから補助交付をして、契約の中でそういったことは全部やっていきたいというふうに思っています。

○委員（籠山恵美子）

これはある意味大事なことなので、一時的な住居を確保してくださるというのはいいことなんですけれども、実際そういう方がいらっしゃったときに、ここは宮川町ですよ。例えば夜にそういう方を引き受けたときに、その人を宮川町のここまで移動するのは社会福祉協議会が責任を持ってやってくださるとしても、一時的といっても1日ではないと思いますから、この方の食事とか生活面でいろいろ出てきますよね。宮川町だと自分で買い物しようと思ったら、多分、古川中学校の前のゲンキーが一番近いのではないかとされているところで、そして移動もできない。そういうところでのこの場所というのは現実的なのかなと思ったりするので、その間のお世話をちゃんと社会福祉協議会がやってくださればいいですけれども、その辺りの確約はちゃんと取れるんですか。

□市民福祉部次長兼総合福祉課長（都竹信也）

夕方とかに職員が帰ろうと思ったら突然いらっしゃって、寝るところもないみたいな状況で対応することがございます。そういうときは職員で対応していきますし、大体は和光園のショートステイとか、緊急一時利用で要綱をたてている場所があるものですから、そういうところに一時的に入らせていただく。ただ、その後にふらっとも含めてどういうふうにこの方を支援すべきかということで支援会議を始めていくんですけども、支援の方針が固まっていくまでも何日かかるんですね。それが今まで1週間とかいていただくこと自体が結構大変で、宮川町の教員住宅の場所というのはちょうどJRで行って降りられる場所ですし、あとパーソナルサポートの衣食住としていましたのは、衣食は既存のパーソナルサポートで社会福祉協議会が例えば数日分の買い物、食材とか衣料品を買ってその方に届けるというのが既存事業でできているんです。

本当に急迫時、まずは和光園のサポート、その後に社会福祉協議会の職員が数日分の衣食を買い物して渡してあげて、それで宮川町の教員住宅へお連れして、とりあえず支援方針が固まるまでいてくださいと。その後、中期、長期というのは支援方針をそこで立てますので、生活保護ということになればちゃんとした住宅を探しますし、次に行くところがあってそこまでをどうにかしていくんだということであれば社会福祉協議会の貸し付けを活用するとか、支援方針をとにかくそこで立てていくと。それまでのラグの間、いていただけみたいなイメージをしております、これができると私どもも慌てずに落ち着いて対応が取れていくものですから、非常に有用であろうというふうに考えております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りします。ただいま議決いたしました9案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成につきましては委員長に一任することに決しました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時30分 再開 午前11時33分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 住田 清美